守口市中小企業融資信用保証料補給要綱

　守口市小企業者事業資金融資信用保証料補給要綱（昭和50年４月１日制定）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市内中小企業の資金調達の円滑化を図るため、大阪信用保証協会に信用保証料（以下「保証料」という。）を支払った者に対し、予算の範囲内で、守口市中小企業融資信用保証料補給金（以下｢補給金｣という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（補給の対象）

第２条　補給金の交付の対象となる者は、大阪府中小企業融資制度要綱に基づく融資（同要綱第３条に規定する開業サポート資金、小規模企業サポート資金（大阪府市町村連携型中小企業融資を除く。）に限る。次条において同じ。）を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　市内に主たる事業所を有している法人又は個人事業主であること。

(２)　市内の事業所に係る事業資金として融資を受けていること。

　(３)　補給金の申請日において、本市の市税の滞納がないこと。

　（補給金の額等）

第３条　補給金の額は、支払った保証料の額と50,000円を比較し、いずれか少ない方の額とする。

２　前項に掲げる融資に係る補給金の交付は、１事業者につき１年度に１回を限度とする。

　（交付申請）

第４条　補給金の交付を受けようとする者（以下｢申請者｣という。）は、守口市中小企業融資信用保証料補給金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、保証料を払い込んだ日から１年以内に市長に提出しなければならない。

(１)　補給対象融資を受けたことを確認できる書類

(２)　信用保証料払込証明書

(３)　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第５条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付の決定をするとともに守口市中小企業融資信用保証料補給金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第６条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに守口市中小企業融資信用保証料補給金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付）

第７条　市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補給金を交付するものとする。

　（取消し）

第８条　市長は、補給金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

　(１)　虚偽その他不正の手段により補給金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

　(２)　第10条に規定する繰上償還により保証料に変更があったとき。

　(３)　その他この要綱に違反したとき。

　（返還）

第９条　市長は、前条の規定により補給金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補給金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告）

第１０条　借入金の繰上償還を行った者は、繰上償還後１月以内に、繰上償還報告書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

　（適用区分）

２　この要綱の規定は、平成25年４月１日以後の融資受付分から適用し、同日前の融資受付分については、なお従前の例による。

　　　附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　廃止前の守口市小企業者事業資金融資要綱（平成19年10月１日施行）の規定に基づき3,000,000円以下の融資を受けた者については、この要綱による改正後の守口市中小企業融資信用保証料補給要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。